

53 WHO 指定研究協力センターとしての活動ー指定から 20 年目を迎えてー

企画・情報部企画課 福田克広、西村陽子、長根淳哉、千田佳遠里

【はじめに】

当センターは平成 7 年に WHO（世界保健機関）より“障害の予防とリハビリテーションに関する指定研究協力センター”として認定されて以来、WHO の障害・リハビリテーションに関わる活動に協力しており、今年で 20 年目を迎えた。

指定研究協力センターの役割は、WHO の方針や重点活動を推進すること、技術の適応や標準化、開発への協力等の活動を通じて情報を収集・普及することである。具体的な活動は、WHO が当センターに対して求める活動と、センターが指定研究協力センターとして行おうとする活動を調整して作成する“協力事項”と“行動計画”に基づいて実行しており、4 年ごとに活動は評価され、当センターはこれまで 5 回の更新を受けてきた。

本発表では、これまでの主な活動の展開について報告するとともに、当センターの次回の更新に向けての課題について述べる。

【協力事項・行動計画】

現在、当センターが WHO に対して行う協力事項の要旨は以下の 3 つである。

- ①西太平洋地域の障害をもつ人々の保健、リハビリテーション、スポーツへのアクセス向上のための協力
- ②西太平洋地域の障害・リハビリテーションに関する能力開発と経験の共有
- ③障害をもつ人々のニーズと権利について意識を高め、理解を進めるための協力

これらを実現するための具体的な行動計画として 4 つの活動（スポーツに関する開発、リハのシステムに関する情報提供、震災時の障害者支援の研究、WHO の文書等の普及）をセンターの各部門の協力を得て実施している。

【これまでの活動実績】

この 20 年間、リハビリテーションマニュアルの作成とアジア太平洋地域への提供、国際セミナーの開催、WHO の障害に関する世界報告書概要版の日本語訳と公開、WHO の方針とその実行に関する会議等への参加等の活動を行ってきた。また、日本が属する西太平洋地域の同分野の協力センターとのニュースレターを通じた連携強化を進めている。この間 WHO は障害分野の活動を活発化してきた。昨年度以降当センターは、リハビリテーション技術の国際標準開発への協力や、福祉機器に関する世界的連携への参加等、日本においてその分野の代表的技術を有するセンターとして WHO の依頼により新たな協力を行っている。

【今後に向けて】

WHO が求める西太平洋地域の国々への直接的な貢献としてできることの検討と、WHO の新たな事業展開に当センターの技術・情報を以て協力するとともに当センターの活動にも裨益するような仕組みを考えることが今後必要であると考えている。